

議案第 15 号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日
規程第 号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

（公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部改正）

第 1 条 公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年 4 月 1 日規程第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 41 条の表中「(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）」を「(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）」に改める。

第 2 条 公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成 21 年 4 月 1 日規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（第 8 条関係）の表中「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶

者の子を含む。)を養育する臨時職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、又は疾病の予防を図るためその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)」を「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する臨時職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園(入学)式、卒園(卒業)式への参加をすることをいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部を改正する 規程の制定について

【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(育児・介護休業法)に関する改正等】

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年5月31日公布、令和7年4月1日から段階的に施行）により、事業主には男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられることとなった。

労働基準法が適用となる本学においても、当該改正に従う必要があることから、以下のとおり関係規程の一部を改正するものである。

2 改正規程

- (1) 公立大学法人青森公立大学職員就業規則 【第1条関係】
- (2) 公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則 【第2条関係】

3 具体的な改正内容

- (1) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
所定外労働の制限（残業免除）の請求可能となる労働者の範囲を、3歳未満の子を養育する労働者から、小学校就学前の子を養育する労働者へ対象を拡大する。
- (2) 子の看護休暇の見直し（特別休暇）
子の看護休暇の取得可能な事由を、現在の子のけが・病気、子の予防接種・健康診断のほか、新たに感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加を追加する。

4 施行期日

令和7年4月1日

公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年4月1日規程第36号）

新旧対照表

改正後	改正前
（時間外及び休日の勤務） 第29条 法人は、業務上の都合その他やむを得ない事由がある場合には、労働基準法第36条の規定に基づき、職員を第18条に規定する所定就業時間を超えて勤務させ、又は第25条に規定する休日に勤務させることがある。ただし、この場合における当該勤務の時間は、労使協定に定める就業の延長時間の範囲内とする。 2～5 略 （妊産婦及び家庭的事情のある職員の時間外勤務等の制限） 第30条 法人は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）である職員が請求した場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該職員に対し時間外又は休日の勤務及び午後10時から午前5時までの時間帯の勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせない。 2 法人は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第164号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって里親となることを希	（時間外及び休日の勤務） 第29条 法人は、業務上の都合その他やむを得ない事由がある場合には、労働基準法第36条の規定に基づき、職員を第18条に規定する所定就業時間を超えて勤務させ、又は第25条に規定する休日に勤務させることがある。ただし、この場合における当該勤務の時間は、労使協定に定める就業の延長時間の範囲内とする。 2～5 略 （妊産婦及び家庭的事情のある職員の時間外勤務等の制限） 第30条 法人は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）である職員が請求した場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該職員に対し時間外又は休日の勤務及び午後10時から午前5時までの時間帯の勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせない。 2 法人は、<u>3歳に満たない子</u>（民法（明治29年法律第164号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって里親となることを希

改正後	改正前
望している者及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）の養育又は要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護が必要とする状態）のもの（以下「要介護者」という。）の介護を行う職員が請求した場合は、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する所定就業時間を超えて勤務をさせない。 3～4 略	望している者及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）の養育又は要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護が必要とする状態）のもの（以下「要介護者」という。）の介護を行う職員が請求した場合は、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する所定就業時間を超えて勤務をさせない。 3～4 略

(特別休暇)	(特別休暇)
第４１条関係	第４１条関係
(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、<u>若しくは</u>は疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るためその子に予防接種、健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、<u>又</u>は疾病にかかったその子の世話<u>を行うことをいう。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合